

旭川大学における「独占禁止法教室」の開催について

令和4年11月1日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動へ参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうため、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

1 日 時 令和4年11月15日（火） 10：40～12：10

2 場 所 旭川大学 B棟 211教室
北海道旭川市永山3条23丁目1番9号

3 講 師 公正取引委員会事務総局北海道事務所職員

4 対象者 経済学部 2年生 74名

5 内 容 独占禁止法 公正取引委員会の概要

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和4年11月14日（月）正午までに、次の問い合わせ先へ御連絡ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課

電話 011-231-6300（代表）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/

独占禁止法教室の御案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動へ参加した際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会は、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、公正取引委員会の職員を講師として派遣し、独占禁止法について授業を行う「独占禁止法教室」を開催しております。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

大学生向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などに対して、公正取引委員会の職員を派遣して開催する、いわゆる出前授業です。

競争法の目的や、学生が将来の進路において直面する独占禁止法上の関係について講義し、学生からの質問にお答えします。

- ※ 授業構成は、学校の御要望をお伺いした上で決定いたします。
- ※ 独占禁止法教室は、学校の御都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討いたします。
- ※ 講師謝金は、必要ありません。

◆ 独占禁止法教室の主な開催校（令和3年度）

北海道大学、小樽商科大学、北海道教育大学、北星学園大学、北海学園大学、青森公立大学、弘前大学、東北大学、山形大学、福島大学、東京大学、慶應義塾大学、早稲田大学、中央大学、一橋大学、横浜国立大学、法政大学、青山学院大学、学習院大学、東京都立大学、中京大学、静岡大学、富山大学、石川県立大学、北陸大学、鳥取大学、広島大学、福山平成大学、下関市立大学、徳島大学、高松大学、香川大学、高知大学、九州大学、北九州市立大学、佐賀大学、琉球大学 など

◆ 独占禁止法教室の開催実績（全国）

年 度	中学校	高校	大学等
令和元年度	57校	56校	120校
令和2年度（注）	29校	9校	96校
令和3年度	34校	23校	116校
令和4年度 (4月～9月)	1校	5校	62校

注： 令和2年度は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響を受け、大学等はオンライン方式で開催したが、中学校及び高校はほとんど開催していない。

